

# 朱印船時代と それ以後の長崎の海外貿易（2）

松 竹 秀 雄

## 第1章 序 説

### 第2章 投銀なげがねにみる長崎の海外貿易

前号所載

第1節 慶長15年（1610）から元和9年（1623）まで

第2節 第一次鎖国令の年の寛永10年（1633）まで

第3節 第二次鎖国令の寛永11年（1634）から寛文6年（1666）まで

## 第3章 結 び

### 第2節 第一次鎖国令の年の寛永10年（1633）まで

マカオを対日本・中国の基地とするポルトガルは、同国東洋最大の基地ゴアとの交通が遮断されて、その資金供給を受けることが出来なくなって以来、日本商人から投銀を以て資金を借りるようになったのであるが、マカオ市当局及びゴアの総督府は、投銀の高利による弊害を憂慮し、度々それを防止する措置をとったきた。本節でもそのことから始まる。

No.13. 1624年（寛永元）12月28日のポルトガル文書<sup>45)</sup>

次のはマカオのフランシスコ・コマカレーニヤスからポルトガル国王宛のもので、当局者が日本の投銀を如何に防ごうとしたかの文書であると共に、ポルトガル商人が当局に抗議してまで投銀を借りなければならなかった事情をも示したものである。

日付の「1524年12月28日媽港にて」は、前に記したようにポルトガルのマカオ到達が1517年であって、日本への第一歩は1543年の種子島漂着であるので、明らかに投銀によって貿易が行われていた時期とは異なる。依って1624年

(寛永元年)のこととして考えて行く。岡本論文による訳文は下記の通りである。

予はこれらの船に由り、投銀にて日本より多額の銀の来り、且つそは当地の民にとりて少なからざる損害たる所以を報せらるるところありしかば、陛下の名に於てこの事件の審問をなしたり。

而して、それによれば、前記(日本)航海の事務長ドミンゴス・カルワリヨこの投銀によりて前記の銀を齎せしを予に証示せらる。その審問を予はインド副王閣下に送致し、その返答を得たり。そは前記のドミンゴス・カルワリヨは犯罪者たるを以て、当市の何等の任務にも就く能はざることなり。予はこれを陛下に報じ奉り、併せてその共同者10人即ち、ポンセアノ・デ・アブレウ、ペドロ・フェルナンデス・デ・カルワリユ、ペドロ・コレヤ・クラヴェーロ、アントニオ・モンティロ・ピント、ペドロ・ルイス・ティシェイラ、リオネル・デ・ソーザ・デ・リマナ、マヌエル・パシエコ・デ・リーマ、ラファエル・カルネィロ・デ・シゲイラ、ロドリーロ・サンシェス・デレデス、エイトール・ダ・モッタ・カルワリユの名を記し奉る。

彼等は皆予になしたる抗議に署名し、且つ予のカピタン・ジェラルの任を剥奪すべきを書記2人を介して通告し、且つその後陛下に背きて反乱せり。そはその他の暴挙をも併せて、前記のインド副王及び高等裁判所に報告したるところの如くにして、ゴアより命令の来るまでは彼等も同様に任務に就くことを禁ぜらる。

1524年12月28日 媽港にて  
(1624)

No.14. 寛永2年(1625)の漢文証文

一、借過丁銀100(両)

往北港経肥(又は紀)、須塔藤次郎船、加利35両正、母利135両正、船到

長崎日，母利一足送还，付昭，み

寛永2年12月吉日

立字人 槐我 花押並<sup>㊦</sup>

具足屋治左衛門様

平野藤次郎の船によって，北港（タイオワン）に行くための借銀である。  
具足屋治左衛門は中村論文によれば堺商人とある。

No.15. 1626年1月の平戸オランダ商館の書簡<sup>46)</sup>

1626年1月2日，平戸商館からアントニオ・ファン・ディーメン宛の書簡に

「さまざまな商人が投銀にする金の提供を申し出た。しかし利子はあまりに高く，買入れた商品，特に反物の市況はあまりにも悪い。38～40%の利子を支払うためには，投銀はすべて生糸に使われねばならないが，これは決して安く仕入れることが出来ないし，少ししか手に入らないだろう。

もしポルトガル人の日本渡航が妨げられるか，或いはタイオワン（台湾）での日本人の取引が許されなくなるなら，金を投銀として預ること  
もしよが，この双方共全く見込がないので，金を預らない方がよいだろう」とある。

即ち，投銀の利率が38～40%と高いこと，投銀を借りて利益を生めるのは生糸だけであること，ポルトガルのマカオ航路及びタイオワンの日本朱印船を排除する見込がないから，従って投銀を受けない方がよいという判断である。

No.16. 寛永3年（1626）1月の漢文証文

一，収丁銀3貫目，往北港経紀，議定，平野騰次郎引舡回長岐之日，加利1貫伍兩，合本利肆貫伍兩正，恐口無憑，立字為照<sup>ㄨ</sup>。

寛永3年正月吉日

立借銀人 黄三官 花押

中野彦兵衛様参

上ハ包紙は次の通りである。

本 1メに付 326匁取也  
 内 978匁 ユツふ取  
 内 500目 大善五銀  
 内 1メは 大九郎兵衛銀

本文の「平野騰次郎弍舩」は平野騰（藤）次郎殿船であろうか。「長岐」は長崎であろう。「肆」について柴謙太郎氏は「肆」とすべきものとする。そして原文は「至って悪筆」だとある。肆は辞典によれば「漢呉音ともにシと発音し、俗に数字の四に用う」とある。1貫目は100両であるから、利息金額の「1貫伍両」は105両、従って合本利は4貫5両である。上ハ包紙の「1（貫）メに付、326匁取也」は、契約本文によれば3割半の利率であるから1貫目当り350匁であるが、3割2分6厘と減率減額されたことになっていて、3貫目で合計して利息978匁とある。理由は不明。大善五、大九郎兵衛は、柴説の通り大賀善五郎・大賀九郎兵衛であろう。柴論文によれば、原文の銀高数字の3ヶ所に捺印があって、黄三官の印であるかどうかは判定できないが、前例によって認銀人（連帯保証人）の印であろうと推察されている。本文最後の「照メ」は川島著書では「照丁」とある。

No.17. 1626年（寛永3）4月の長崎富商からポルトガル国王宛の陳情書

1624年（寛永元年）の文書によって、マカオが日本商人から投銀を借りることは一時的に下火となったと思われるが、それについて長崎の富商連名でポルトガル国王に宛てて投銀防止政策の緩和を請うた文書がある。

現今の如く、当時も投銀の取引禁ぜられてあらざりし故に、我等より

フェラン・ドリヤスに投銀をなしたる次第は甚だ周知にして、従いて陛下にも御存知のことなるべし。而してまた彼（ドリヤン）の損害を蒙ること、それを支払う能わざるを以て我等商人に支払わしめざる時、我等も損害大なるべきは十分に周知なるところなり。我等は陛下にかくの如きに何等かの救済法を与え、我等には若干の年月内に支払を受くるの期待を得べきため、彼の日本に来るべきの御勅許あらんことを請い願う。また陛下に、我等は彼との間を不穏ならしめず、また彼の支払い得べきときの外には支払いを要求せずして、むしろかくして彼の助けらるるに對し、また彼等の支払わるるに對して我等の能うるところを以て援助すべしとの言を呈上す。

御主たる神陛下の御身を守られんことを。

1626年4月3日、長崎にて

有馬屋安 ——

大賀 ——

藤屋 ——

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

伊藤 ——

No.18. 1627年（寛永4）11月のポルトガル証文

あまかわ

天川世帯の町人（既婚者で住人）ロドリゴ・サンチェス・デ・パレデス申上げ候。博多の住人末次宗徳殿に海上銀約定致し候て、丁銀（板銀）75貫目（7500両）3割の利、海上不存にて借受申し候。其地より天川に至る海上は不存候（uira o risco）。半分は本船ノッサ・セニョーラ・ダ・ギアに、残半分はコンセイソンに相積分け、何れもフェイトル・ド・ポボ同様に配分致し申候。（来年）天川より当長崎表へは次のべやじ致し候節、同日相共に彼地を出て候惣船に、同様に配分致し候海上にて候。

(無事到着致し候上は) 元銀の算用約定通り致す可く候。自分積荷預り荷物共に失却致し候節には、海上御聞有間敷く候。都合之れ有り候て、同年べやじ之無く候はば、世間慣わせの通り、1割増にて算用仕る可く候。この銀子は平蔵殿銀子にて、天川しだで受取り申し候。堅く約定通り、フェイトルより算用厳重に仕る可く候。(中略) そのため一札

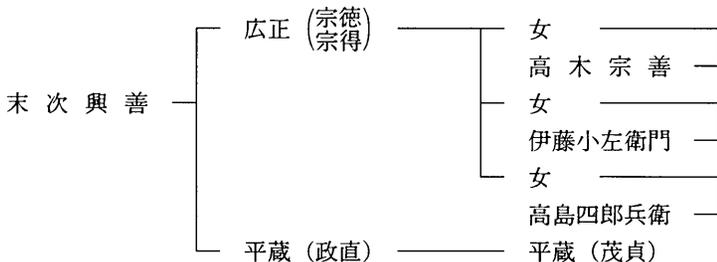
ロドリゴ・サンチェス・デ・パルデス (自署)

今日 1627年11月5日 (日本暦・寛永4年9月28日)

長崎表にて相認

これは前掲 I (1610年) の令書から17年後のもので、和文投銀証文の形式に類似している。この証文は、ロドリゴ・サンチェス・デ・パルデスの署名となっているが、本文中にみるように、受取人は「天川しだで」即ちマカオ市 (又はマカオ市民) である。「べやじ」は航海、フェイトルはフェイトル・ド・ポボ (英 factor of people マカオ人民の代理・マカオ市の次席又はマカオ市の外郭団体商社の代表の意)。借主「天川しだで」はマカオの市・都市・全市民の意。

投銀の貸主は「博多 (facata) の住人末次宗徳 (Suyeteugu Sotucu)」であって、契約は「長崎 (nangasaque) 表にて相認<sup>した</sup>」められているが、本文の終りに近く「この銀子は平蔵殿 (feizodono) 銀子にて」とある。宗徳と平蔵の関係は次の通りで、平蔵が弟である。平蔵政直は寛永7年5月の死亡であるから、この証文の平蔵は政直に違いない。武野要子氏によれば、「外国貿易船の入港がみられなくなった博多に見切りをつけ、天正年間以降多くの博多商人が新天地長崎へ移住した。……………末次一族



は信仰と貿易という二重の目的で長崎に移住した博多商人の好個の例である。末次興善（洗礼名コスメ）は手広く内外貿易を経営し、屋敷と出店を博多・長崎・秋月・堺に所有した。興善は長子宗徳（ヤコブ）に郷里博多店の経営をまかせ、みずからは次子平蔵（ジョアン）をつれて長崎店の経営にあたった<sup>47)</sup>とあり、奥村武氏の末次平蔵家々系略譜<sup>48)</sup>によっても広正の家系は「博多住」とあるが、この投銀証文にみる限り、寛永4年のこの時期の末次宗徳は長崎に居って、しかも弟平蔵の銀子を貸したになっている。つまり宗徳は父興善と同様に、長崎を出店とした感覚で博多・長崎を往復していたと考えられる。或いは、興善は平蔵政直よりも長生きし、寛永14年8月に没しているのであるから、この投銀の実質的貸主は末次興善であったかもしれない。現在感覚からいえば総合商社「末次」の社長は宗徳、専務は長崎店長の平蔵、そして会長が興善という時期の証文ではないかということである。

因みに奥村武氏によれば、「博多商人は末次氏のように長崎の大年寄高島四郎兵衛と縁組し、長崎人ようになった。また博多商人は外人が集る長崎に博多の遊里「柳町」の出店をつくった。これが後の「丸山遊廓」として栄えた。博多商人の長崎進出は成功したものの、その地は他国であり、望郷の念から末次氏によって博多の諏訪社を長崎に勧請（前記著書）」とある。長崎市制65年史によれば、長崎の最初の花街は慶長12年（1607）頃、古町（但し古町はもと寄合町で、遊廓が丸山へ移ってから住民も町名と共に移転し、その跡を古町と呼ぶようになった）に発生した。そしてそれはやがて今博多町・新紙屋町（現八幡町）、新高麗町（現伊勢町）へと発展し、また客筋を異にするものとして今石灰町（後に八坂町となり現鍛冶屋町の一部）にも色町ができた。散在していた売春婦を風紀上から集めて、寛永19年（1642）に丸山町・（現）寄合町を遊廓としたものである。

No.19. 1628年（寛永5）の平戸オランダ商館の日記。

1628年2月25日の日記（平戸日記第1輯、145頁）

「長崎から良質の銀がかなり沢山来た。残りの銀をとって来るため、直

ちに通詞をもう一度長崎に送った」

1628年3月1日の日記（平戸日記第1輯，146頁）

「午後、通詞フォイエロウが長崎から11箱の銀を持って来た。そこで今までの分を合せて、我々の手元に10万レアルの銀が集まったことになる。我々は出帆の準備を始めることを決めた」

No.20. 1630年（寛永7年）のポルトガル人の借銀文書<sup>49)</sup>

1630年11月8日（寛永7.10.5）

ポルトガル人のガレウタ船5隻とジャンク船1隻とが、日本人から利息付で借りた多額の丁銀を満載して長崎を出帆した。その金額のために、使節のドム・ゴンサロ・ダ・シルベイラは彼のガレウタ船と共に保証人として長崎に残った。ポルトガル人の所謂レスポンデンシァ (respondencia) 又、オランダ人のいうボーデメリー (bodemerije) で借用したこの丁銀は、ポルトガル人の日本貿易上最も興味ある方面の考察に我々を誘う

No.21. 1631年（寛永8）のポルトガル人の借銀文書

1631年7月20日（寛永8.6.21）付、マカオ発、ゴンザロ・バルボザ・ペレイラから、長崎の商人島屋（島井）権平に贈ったポルトガル文の書簡<sup>50)</sup> ——

ミゲル・ペレイラは広東に滞在して、南京から商品の着くのを待っているため、今季初発の船で日本に渡ることが出来ない。現在広東に在るのは2～3年前の品で、甚だ粗悪である。南京の品が着くと、直に他の船で司令官と一諸に渡るから気遣わないように。必ず渡航して委託の金は確実に返すであろう。もし本人が渡航しない時は、ゴンザロが代って行く。

前年、島屋からミゲル・ペレイラに貸した金は、今回渡航するアッフォンソ・デ・モライスに依頼して返済する。司令官の船と他の1船とに

託した資金は、ミゲル・ペレイラが近々出帆すべき船で渡航して、確実に返済するであろう。また前年帰航の船で受取った書簡の趣旨に従い、島屋の負債者と交渉したところ、返済することが不可能であったから、裁判に訴えんとしたが、他の日本人債主の委託を受けた人達の勧告に従い、同一の歩調をとり、5貫目に対し2貫500目を受取った証書を返した。このうち1貫500目はアッフォンソ・デ・モライスに託して送付する。残りの1貫目は広東で白サヤ又は白綸子を買入れて、次の便船で送る。

No.22. 寛永9年（1632）10月のポルトガル証文

訳文は、柴謙太郎訳と長崎市史・ボクサー（吉田訳）各論文をミックスして表現する。

一、丁銀子30貫目は天川しだで（支配役）フェイトル、アゴスチーニョ・ロボより申入れ、借用申して、今度、フェイトル、ロレンゾ・デ・リス取扱にてサン・ジョルジ号のガレウタ船に積みマカオへ渡り申し候。銀子の利息は3割3分に相済申候。来年来朝候船の海上の儀は天川より一番に一度に出し申候ガレウタ船に積分けして進し申すべく候。もしあとより出し申すガレウタ船御座候はば、この海上はお聞きあるまじく候。又1艘天川しだで荷物積み参り候はば、ベやじ（航海）の船にて御座無く候共、御算用申すべく候。もし又荷物積み申さず候て、1艘参り候はば、その海上お聞きあるまじく候。自然、来年マカオへ船かこい申し候はば、1割増にて本利共に返弁仕るべく候。この銀子は中野彦兵衛殿銀子にて候。真実に履行するため、このくにしめんとを書く。

そのためフェイトル くにしめんと<sup>㊦</sup>

寛永9年10月13日

「サン・ジョルジ」について、柴論文及び長崎市史は「さん上るぜ」としているが、ボクサーのサン・ジョルジ号説をとった。「くにしめんと」（ポル

トガル語の *Conhecimento*)は、承知・認識・船荷証券・貨物引換証などを意味し、ここでは投銀証文のことである。

ボクサー論文によれば、この前年1631年(寛永8)に日本人が大勢のマカオ商人の前年借りた未払の借金の担保として、その年送られた多くの積荷を押差えた<sup>51)</sup>とある。

また長崎市史によれば、「ポルトガル商人は長崎町内に散宿し、年を経て居留民の数も増したが、彼らのうち資力の不十分な者で、わが富裕な商人達から支那貨物仕入用の前渡金を費消したため、やむを得ず乙の委託金を以て甲の注文品を仕入れ、更に丙の委託金で乙に対する約を果すかの如きやりくりで一時を糊塗する者が出て来た。それが暴露して、わが商人達は前渡金の返還を要求した。此の如き負債は1人で2000貫目乃至4000貫目の多額に上った者もあった<sup>52)</sup>」ともあり、3年後ではあるが、平戸オランダ商館日記にも、「ポルトガル人は今年、彼等の古くからの負債15万テール(15万両) — これは12年の間にさまざまの人が借りたもので、今は死んだ人や、他の場所に引越した人もいる — の中、その $\frac{1}{3}$ 、即ち73箱の貨幣を支払わなければならない。残りの $\frac{2}{3}$ は、今後2年間に支払わなければならない。この資本の利子は非常に高く、彼等が如何にしてこれを完済出来るのか知らない<sup>53)</sup>」とある。

ところで、1631年にカピタンモールと2隻の船は他船のあとを追って出帆したが、逆風のため引返した。このようなことから、条件としては弁済銀子は出帆する最初の船に積み分けて積込むということで、「あとより出し申すガレウタ船御座候はば、その海上はお聞きあるまじく候」と、あとからの船には弁済銀子は積みません、と書いてある。また1隻マカオ市の荷を積んでくるときは、(別の定期)航海の船でなくとも(積荷を長崎で銀子に換えて)返済します。空船状態のときは弁済銀子は積みません、とも書いてある。

なお、アゴスチーニョ・ロボは1624年・1625年(寛永1・2)のときのマカオのキャプテンモール(司令官)で、兩年とも5隻のガレウタ船を率いて長崎に入港しており、大層正直、清廉で日本との貿易に手腕のあったところから、この年の航海に特に選ばれてマカオの支配役になったという。

このポルトガル投銀証文の裏書きに、次の和文がある。

裏  
書  
き  
和  
文

右くにしめんとの表之本銀30貫目也。

此銀之半分

一、丁銀子15貫目、但し利銀4貫950目、本利合丁銀子19貫950目、  
たしかに此方へ請取申し候。相残る本銀子15貫目也。海上之儀は此  
くにしめんとの表の如く仕る可く候。以上

寛永10年酉9月12日

中野彦兵衛 (花押)

中野彦兵衛は利息3割3分で、半金の元利会計19貫950目を受取ったが、別の資料によれば、貸金30貫目のうちの5貫目は高木五郎右衛門銀とある。

## No.23. 寛永10年9月10日（1633.10.12）のポルトガル人借銀

借主は、マカオのアグスチノ・ロボ。貸主は高木五郎右衛門。金額は15貫（1500両）の借用証文<sup>54)</sup>があって、証文の別紙に「同日19,950目返済し、残額に付き契約更新す」とあるのは、前記「22」との関連も考えられる。

## No.24. 寛永10年（1633）の和文証文(1)

覚

一、丁銀1貫目者定 海上之儀は不存候

但 といや包

右は末次平蔵殿御船より我等銀子同前に田中吉右衛門殿へかし、東京へ指渡し申候。利足3わり半。かこい1わりまし。喜朝入船に吉右衛門殿手前より銀子請取次第に相渡し可申候。為後日如件

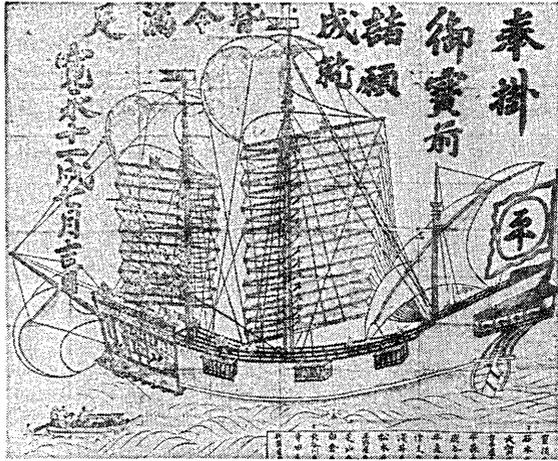
寛永10年2月23日

高木五良右衛門

正次 花押並<sup>㊤</sup>

島井権平殿

「といや包」とは、  
 兩替屋で包んだままの  
 丁銀である。借主高木  
 五良（郎）右衛門は、  
 他の投銀証文に於て貸  
 主としても出てくる人  
 物である。使用船は末  
 次平蔵船。田中吉右衛  
 門は客商であるが、田  
 中家は長崎で唐船逗留  
 の際、一切の用達をす  
 る家柄であって、唐船



末次船の図

波止場を裏手に控えた本籠町に住んでいた。<sup>55)</sup>また寛永15年9月の投銀証文の「上ハ包紙」に、「宿 田中吉右衛門」とあって船宿でもあったようである。

No.25. 寛永10年（1633）の和文証文(2)

覚

一、丁銀2貫目者定 海上之儀は不存候

但といや包

右は角倉船より我等銀子同前にちやわん屋道門にかし、東京へ指渡し申候。利足3わり8ぶ。かこい1わりまし。喜朝入船に道門手前より請取次第相渡し可申候、為後日如件

寛永10年2月23日

高木五良右衛門

正次 花押並㊤

島井権平殿

○この証文日付の直後の寛永の10年2月28日付で、奉書船以外の海外渡航を

禁ずる所謂第1次鎖国令が出る。

奉書船とは、朱印船のことでもあるが、従来の朱印状のほかに江戸幕府老中の奉書を必要としたのでこの名がある。幕府の海外渡航・貿易制限策であった。なお、奉書船の制そのものは寛永8年から行われたのであるが、寛永10年に奉書船以外は渡航できないこととなったのである。

No.26. 1633年（寛永10）10月のポルトガル人借銀

この証文は投銀証文そのものでなく、投銀の確認書兼支払誓約書である。長崎市史の和訳文を一部修正して記す。

予、フランシスコ・カルバリョ・オ・ベリョは島井権平に7貫目を負えることの事実なるを言明す。然るに予は老衰して失敗し、之を弁償する能わざるにより、(契約の)2年間に結了出来かねて、予が女婿セバスチャン・ダルメイダよりルイス・タバレス、アントニョ・ネレチ及び島屋権平に書を送りて、3年以内に予自ら返済すべく、もし不可能なる時は女婿之を返済することの承諾を受けたり。因て兩人の名を以てこの証書を作り、次の方法に依り3年以内に約を果すべし。即ち第1年に3分の1、第2年に3分の1を支払い、第3年に皆済するにあり。而して右の保証として、予が家及び家具、並に不動産其他一切の財産、並に女婿セバスチャン・ダルメイダの財産を抵当となし、島屋権平に損害を与えざるべし。又、この3年間に、予又はセバスチャン・ダルメイダの中の1人は、右支払をなすために日本に赴く義務あり。もし予にしてこの3年間に死することあらば、女婿セバスチャン・ダルメイダに於てこの義務を負うべし。何となれば、予がマカオより来る時、女婿と約したればなり。もし兩人ともこの支払を了えずして死することあらば、永久に地獄いとへるのに落ちるであろう。この約を果すため、保証人アントニョ・カルバリョ、アントニョ・ネレチ及びペロ・ロドリゲズの面前に於て署名し、保証人もまた予と共に連署せり。このくにしめんとは予並にセバスチャン・ダルメイダ名義にて候。

1633年10月16日（寛永10.9.14）

長崎に於て

フランシスコ・カルバリヨ 署名

ペロ・ロドリゲス 署名

アントニヨ・カルバリヨ 署名

アントニヨ・ネレチ 署名

（裏面に、和文で「7貫目、島井権平」とある）

「オ・ベリヨ」を柴論文では「兄」としているが、ボクサー論文では「老いたる the old」とし、弱々しいぶるぶるした手でカルバリヨ自身が署名していると記している。「このくにしめんと」とあるが、投銀証文そのものではなく、誓約証書の意とすべきであろう。但し「本くにしめんと」の支払義務を継承する誓約書であるから、つまり本くにしめんと航海で海難があったわけでもないから、その投銀支払義務を継承する意に於て、これは投銀の確認書・再製投銀証文ともいべき文書である。

ボクサー論文によれば、「老いたるフランシスコ・カルバリーヨの事件を補足するために、我々は1636年11月13日（寛永13.10.16）付のマカオ文書に収めてある一文書は、偶然にも約2万両が彼の友達によって、日本に於ける彼の負債者に対して彼の為に支払われたこと、但し之等の友達は、彼から最後の而も皆済するものとして、彼の持っていた全部である1万4300両を受取った<sup>56)</sup>ということを示している」とある。

20,000両と14,300両との差5,700両は14,300両の39.86%に当る。約4割である。この計算から推測するに、受取った債権者は、元の投銀証文の利率3割（推測）に、かこいの1割を加えて4割を利息として計算し、14,300両を元金内入計算としたものであろうか。

### 第3節 第二次鎖国令の寛永11年（1634）から寛文6年（1666）まで

鎖国令の第一歩は慶長10年（1633）であるが、翌11年（1634）日本人の海外往来通商を制限する第2次鎖国令が出、引続いて寛永12年5月28日に、日

本人の海外渡航はもとより、海外居住地からの帰国を禁止し、500石以上の大船建造をも禁止する第3次鎖国令が出る。「もし忍び候て乗渡る者これあるに於ては、その者は死罪、その船船主ともに留置、………異国へ渡り住宅仕りこれある日本人来り候はば死罪」という厳しいものであった。

岩生成一氏の「朱印船貿易史の研究」にみる最後の2年の朱印船派船者は次の通りである。

寛永11年7隻 角倉与一、末吉孫左衛門、  
茶屋四郎次郎、末次平蔵、  
平野藤次郎、橋本十左衛門、  
三浦按針、

寛永12年 2隻 茶屋四郎次郎、三浦按針

依て寛永12年5月28日以後の日本船による海外渡航は無く、また和文投銀もポルトガル船を利用してのポルトガル人投銀がらみのものを除いては無い。

○そして、下記例より4ヶ月前の寛永12年1月、唐船の貿易を長崎の一港に限り、他港に来航することを禁ずる幕命が出る。これは中国から日本へ距離が近いことから、九州各地に多く見られるようになって行った密貿易に対する監視、明から清への動乱時期に明の亡命者が比較的多く長崎に落延びて来たため長崎一港に限定することとなったもので、この年、中国人のみの諸問題のため唐行司（事）の制度が設けられた。

○寛永13年（1636）5月出島完成し、ポルトガル入居

No.27. 寛永13年（1636）の漢文証文

今借得、洋帳丁銀10両正、其銀俟来年船到長崎之日、加利捌両、合本天共壹拾捌両正、一足理还、不俟字、照者。

寛永13年9月13日

薛申公 花押

中人 薛蘭人 花押

内中町

平三郎

「加利捌双」は8両を利子としての意。「天」は利の意であろう。「内中町」は、現長崎市桜町のうち恵美須町寄りにあった町名である。「中人」は、保証しないため敢て中人の文字を用いたのか、然し仲介した者は保証の役も受けざるを得ないだろうから仲介役兼保証人の意か。

#### No.28. 1637年（寛永14）のポルトガル人証文

本証文によりて、拙者即ち署名者、マカオの既婚者にして市民なるトリスタン・タバレス申候こと左の如くに御座候。

拙者儀、博多の商人伊藤小左衛門殿並に彦兵衛殿より、マカオ市のために3割1分利を以て投銀にて（responder）5000両確かに借用仕り候。

該銀子は、当所よりマカオ港に参り候6隻の船に同額づつ分載相送り候ものに候。尚（翌年）同日同潮にて共に出帆渡海致すべき船に同額づつ分載致すべきものにこれあり候。もし唯1隻のみ遣され候節は、銀子は積み不申候へども、2隻遣され候節は同額づつ分載仕るべく候。なお船遅延出航致し候はば、銀子積み不申候。又、渡海これなき場合は、別に1割支払うべく候。拙者共皆これにて満足に御座候。必ず上記の契約履行致すべく候。拙者又は拙者の兄弟日本に帰来致さず候節は、必ず拙者の品物を預り候律儀者、拙者に代りて支払い申すべきことを確と声明致し、ここに調印仕り候。又、たとえ拙者これを命令致さず候とも、拙者の品物を預り候者、右の通り必ず支払い申すべく候。その証としてここに調印仕り候。

1637年11月6日（寛永14.9,20）

トリスタン・タバレス 署名

証人 エム・マネイオ 署名

(貸主 博多 伊藤小左衛門) " 彦兵衛)
--------------------------

C. R. ボクサーは、貸主の1人を Fiquobioedono として彦兵衛に、但し柴論文では Fiquibioedono として七兵衛としている。

なお、この借用日付は、寛永14年10月に勃発した島原の乱の直前である。そしてこの年のポルトガル船は1637年8月21日（寛永14.7.2）にドン・フランシスコ・デ・カステルブランコを指揮官とするガレオタ船5隻が長崎に入港し、6隻目はその翌朝入港した。カステルブランコは諸船が長崎出帆後参府の途に就き、邦暦11月5日江戸に着いたが、島原の乱勃発のため謁見を許されなかった。

1638年3月25日（寛永15.2.10）の平戸オランダ商館日記によれば、「今月22日に急ぎの小舟で長崎に遣わした会社の使者が帰った。そして代官の乙名の手紙から次のことを知った。彼等（ポルトガルの使節）は皇帝（将軍）に拝謁できず、彼らの献上品を第12の月23日、即ち（1638）2月6日に皇帝と閣老に渡し、この後直ちに別れを告げ、西下するよう命令された由。またこの使者はこう語った。彼が長崎に着くや否や、カピテンモール、ドンフランシスコ・カステロ・ブランコが、蔽いをした乗物即ち駕籠に綱を巻きつけたものに乗せられて、陸に足をつけないう、また誰とも話さないよう、小舟から彼らの住居に運ばれて行くのを見た」。

また1638年5月2日（寛永15.3.19）の平戸日記に、「この叛乱（島原の乱）により、オランダ人は幸運を得るだろう。ポルトガル人の境遇は悪化しており、カピテンモールは皇帝に拝謁するために今年ここに来たが、釈放されず、ガレオット船が今後日本に度々来ることも危ぶまれる程である」。

1638年10月31日（寛永15.9.24）の平戸日記に、「今年日本に来たカピテンモール、ドン・ジョアンは、日本の今月18日に兵士3人、カフィル人4人、黒人3人と共にアルベルト・ベノイスの家に連れて行かれた。カステロ・ブランコは今年釈放されると考え、彼の略奪品その他すべてを既に船に積み、同時に奉行に別れの贈り物を届けたが、さきに述べたように、このとき江戸

から飛脚が来た。そこで彼らはヘトルが全く白髪になるまで同地に留まらねばならないことになった。残りの人々は皆悲しそうに、一発の礼砲も撃たず、日本の第9の月20日の朝、マカオに向かって出帆した」とあって、寛永15年入港ポルトガル船の司令官<sup>カピタンモール</sup>は江戸参府を許されず、前年度の司令官もそのまま長崎に留っていたことがわかる。

なお、寛永14年入港のポルトガル船6隻の長崎揚荷（代官平蔵の覚書<sup>58)</sup>）は次の通りであった。

白紗織	294,875反	赤紗織	4,101反
白縮緬	43,828反	赤縮緬	10,936反
白倫子	49,665反	黒糯子	4,553反
黒糯子	12,022反	黒地模様入り糯子	3,813反
赤紗綾	1,272反	大きな花の模様入り鍛子	2,899反
縦糸地の鍛子	858反	色模様入り糯子	1,672反
稿柄糯子	937反	色物鍛子	12,812反
金色羅紗	4,502反	色物紗綾	429反
平織紗綾	1,003反	並糯子	9,034反
黒茶宇	9,993反	絹奥嶋	5,185反
並鍛子	25,361反	ピロード	354反
劣悪な金羅紗	535反	海黄	5,680反
広南のデンソス	272反	トンキンの紬	409反
北絹	1,324反	トンキンのバース	1,055反
無量	246反	海黄	1,420反
青茶色のカンガン	12,980反	晒したカンガン	763反
稿木綿	198反	花の浮出模様入り黒地鍛子	583反
羽二重	642反	金色花模様入り紗	333反
更紗	66反	色物紗	545反
フォラス	149反	ピコテ	174反
ゴロフクレン	3反	劣悪な金羅紗、広南産	47反

端布	26反	麻布	29,693反
生糸	37,296斤	トンキン生糸	87,431斤
白燃り糸	14,932斤半	赤燃り糸	5,998斤
ポール糸	5,587斤	フロス糸	33,078斤半
□ (虫喰)	1,102斤半	黄燃り糸	6,345斤半
金糸入りの紙	20,401枚	フィロセル	12,042斤半
白織	295,349斤	鮫皮	40,643枚
スペイン皮	163枚	赤更紗	7154反
水銀	18,120斤半	チャングマ	37斤
ファングマ	99斤	重い金鎖	1 テールの金につき 銀16テール6 マース
麝香	600斤	伽羅	21斤
赤染料	5,681斤	花瓶	95個
石製壺	6個	帆用綱	4,422,000本
各種金平糖	3,000斤	鼻眼鏡	38,421個
沈香	1,330斤	モホ	5,165斤
丁子	2,685斤	ロンガセア	701斤
肉桂	2,997斤	白檀	310斤
ゴワ	10斤	カンボジャの堅果	300斤
山帰来	70,526斤	琥珀	10個
カンロク	500斤	樟脳	1斤
ウキン	978斤	縫針入り箱	16個
漆	150斤	象牙	67斤
(以下略)			

○ 末次平蔵がオランダ商館側にポルトガル船の長崎揚荷明細（単価記入あり）の情報を流したことは、ひそかにオランダ側への貿易肩替りの意図が進行しつつあったと考えてよいであろう。

## No.29. 寛永15年（1638）8月の漢文証文

一、借得丁銀壹百貳拾陸兩正，約今年内到長崎，每百兩加利伍拾兩筭，若來年八月到，每百兩加利捌拾兩筭，三人内有一人先到，即備本利一足送還，立字存也。

寛永15年 8月26日

	中人	林九官	花押
	立票船主	魏景呂	花押
		林二官	(朱印)
	同借人	林七官	花押

肥前国栗山平三郎

「陸」は六であって、和文にもよく用いられているから、元金は126両である。利息は8月の契約で、恐らく直ちに帆出して年内に帰港すれば100両当り50両、即ち5割、もし来年8月に帰港したならば100両当り80両、即ち8割であって、「かこい」の分を含むということになる。「筭」は「算」、即ち計算して支払うの意。なお中村論文によれば、花押の形様も筆録しているに拘わらず借主に敬称がついていない。これは筆写時の脱漏とは考え難いとされている。仮に、同氏は栗山平三郎が末次・中野・島井らの投銀主とは比すべくもない小商人であった為に、中人・借主も敬称の要を認めなかったのではないかと憶測されているが、これは不自然である。貸主に敬称をつけるのは金額の如何に拘らず礼儀であり、一つの形式でもあるので、筆写時の脱漏と考えるべきであろう。

## No.30. 1638年（寛永15年8月）10月のポルトガル人証文(1)

マカオ市の支配役、拙者ペーロ・フェルナンデス・デ・カルバーリョ申し候。拙者こと博多の商人末次宗徳より、マカオ市の為に2割5分の利息を以て丁銀4000両借用仕り候。末次申し候は、該4000両の銀子は、ノ

ッサ・セニョーラ・デ・コンセイサン及びノッサ・セニョーラ・デ・ロザリョ・イ・サン・ゴンサロ両船に同額づつ積載致し参る筈に候。

マカオより当市へは（翌年）該銀子は最初と共に出帆致すべき船に同額づつ分載送り申すべきものにて、僅かに1隻送られ候節は、その $\frac{1}{3}$ のみ持参致すべく、又若し渡海不仕候節は、更に1割支払うべきものに候。丁銀並にその利息は市の為めに拙者の後を継ぎし支配役によりて支払い申すべく候。

長崎にて

1638年10月6日（寛永15.8.29）

ペーロ・フェルナンデス・デ・カルバリーヨ 署名

（貸主 博多 末次宗徳）

本文末尾にあるように、債務はマカオ市のフェイトル・ド・ポボが継承することになっている。そして「上ハ包紙」に「丁銀40貫目、くにしめんと」とあり裏書き和文日付は寛永15年9月2日となっている。

寛永15年のポルトガルのガレオタ船入港は2隻であり、例年のように10月20日（寛永15.9.13）に長崎を出航したが、島原の乱の後であったので全員身体検査され、すべての箱は開けられたと記録されているが、10月23日（寛永15.9.16）の平戸オランダ商館日記の末尾に、「またポルトガル人が2隻のガレオット船で持って来た品物を売って、約1000～1100箱の貨幣を得たこと、またマカオの町のために、25%、また若干の個人のために、26～27%の利率の投銀として、400箱を引受け、送ることを知った」とあって、通常取引状態で帰航したことが知られる。そしてこの翌年の寛永16年にポルトガルとの貿易断絶となって行くのであるが、このことは終章で述べよう。

No.31. 1638年（寛永15年9月）10月ポルトガル人証文(2)

レオナルド・フェレイラ・マリニョ、ペロ・デ・クラスト兩人申し上げ

候。彦兵衛殿より丁銀3000両（30貫目）、但しといや包にて海上銀（responder）借受申し候こと実正也。2割8分にて候。この銀は当地よりマカオへ一時に出て申し候両船、本船とフェイトル・ド・ポボの船との海上にて候。マカオより日本へ一時に来朝致参り申すべく、同日に出港致し候一番船惣体にかけて分け申し候。尚、しかと申上げ候。この船共（彼地湊にて）舟繋り致し候とも、1割増お聞き有るまじく候。（明年）べやじ参らず候はば1割増算用仕るべく候。又兩人のうち何れの1人たりとも参り候節には、前申上げ候如く、本利とも必ず快く算用申すべく、もし不参にて候とも相済まし申すべきよう申付け置き候。尚貴殿御仰には、1艘の海上は御取これなく、毛皮積み参り候ようにとのこと承り申し候。

右約定相果たし申すべく、仍て如件。

1638年10月16日（寛永15.9.11）

長崎にて相<sup>あいしなため</sup>認、調印

ペロ・デ・クラスト

自署

レオナルド・フェレイラ・マリニョ

自署

（貸主、中野彦兵衛）

この「上ハ包紙」には、丁銀30貫、内20貫道句（後出）銀也とある。

No.32. 1638年10月（寛永15年9月）のポルトガル人証文(3)

ドン・ジョアン・ベレイラ一筆申上候。丁銀子15,000両（150貫目）中野彦兵衛殿より請取申し候。この15,000両は当地より（マカオ）へ出航申し候自分共手船2艘、本船ノッサ・セニョーラ・ダ・コンセイソンに、ノッサ・セニョーラ・ド・ロサイロ・サン・ゴンサリョにて相共に積分け申候。マカオより当長崎表まで、この銀子並に積荷の海上銀にて、一緒に出航致し候惣べやじの船に、分量に応じて配当致し候。（明年）1艘以上来朝これ無き節、貴殿仰に従い、海上 $\frac{1}{3}$ 御取り下されたく、べや

じ（航海）これ無く候はば、1割増算用申す可く候。そのためにこの一札相進じ、今638年10月18日（寛永15.9.13）

長崎にて相認、調印候也。

カピタンモール（司令官）

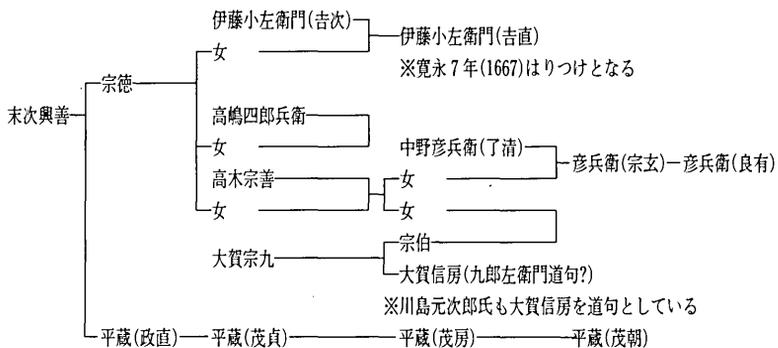
ドン・ジョアン・ペレイラ 自署

表書きに、「くにしめんと」とあり、包紙に次の通り実貸主の内訳と、「利足2わり半、かこい1わり割し」が書かれてある。

内 50貫目 高嶋四郎兵衛  
 20貫目 末次宗徳  
 13貫目 高木五郎右衛門  
 13貫目 大賀道句  
 34貫目 中野彦兵衛  
 20貫目 中野平吉

このうち、高嶋四郎兵衛・末次宗徳は出島開基25町人のメンバーであり、今までに投銀の貸主として名の出た数人は夫々姻籍関係にあった。

博多商人の系譜（奥村武氏資料により作成。但し女の順位不同）



奥村武氏によれば、<sup>59)</sup>「長崎は元亀年間の頃より博多の外港としての役割を充分にもっていた。博多の商人達は戦乱の危機にある博多を避け、外国人が集る長崎に注目し、まず末次興善によって長崎の町が開かれて後は、博多より興善の子、宗徳・平蔵、伊藤小左衛門父子、大賀宗九・宗伯、中野彦兵衛良清（了清）、奥村弥右衛門寿庵、西村増右衛門道哲、徳永宗也らの商人が続いて進出し、店舗（支店）をつくり、広大な屋敷を構え、町名まで博多町、興善町、筑前町と命名し、末次氏は長崎代官となり長崎を支配した」とある。

No.33. 寛永15年（1638）9月の漢文証文

立借拳人南京舡主汪美之三官今借得丁銀50両正，其銀約来年舡到之日，加利40両共合利丁銀90両正，其銀約舡到之日，本利一足送还，不致為悞，立此借拳存照。

寛永15年9月14日

立借拳人 南京舡主 汪美之三官<sup>㊤</sup>

中野彦兵衛殿 参

「拳」は柴論文では𧰨（票）とある。なお柴論文ではこれに次の裏書がついている。

正保3年4月23日，胡瑞聚付還本丁銀30両正，其後之銀與胡無涉此批（以下別筆）此300目之銀子戌の7月28日に慥請取申候

中野彦兵衛<sup>㊤</sup>

（上ハ包紙）

寛永15年9月14日

宿 田中吉右衛門

南京船頭之ちい三官二かし

丁銀500目 利8わり

中野彦兵衛殿

これまでの例と異なるのは、保証人なしで、渡航船が借主の船である事である。であるから「上ハ包紙」の「宿 田中吉右衛門」の宿は船宿であろうし、この場合、船宿主の田中吉右衛門が保証人・中人でなく取次として存在している。この田中吉右衛門は寛永10年の和文証文（24）に出た客商である。この投銀は翌年返済されず、結局借用して8年後の正保3年（1646）4月に胡瑞聚が来航して元金50両のうち30両（300目）が7月28日に内入れされている。これは4月に長崎で船宿の田中吉右衛門が預り、7月に中野彦兵衛が受取ったことになろう。南京缸主汪美之三官が船出をして、恐らく南京に到着したころ、時代は明代の終り頃であって、李自成・張献忠ら明末の反乱軍によって明は滅亡寸前であり、商取引も順調には行かなかったことが十分考えられる。そして胡瑞聚が長崎入港する2年前に明は滅亡した。恐らく貸金の残額はその後も決済されなくて、この証文が貸主の手に残ったものであろう。

No.34. 寛永15年（1638）9月のポルトガル人投銀がらみの和文証文

天川海上銀借用申銀子の事

合丁銀5貫目者実也。

右の銀子の利足2割半に申し定め、天川へ指渡し申し候。日本より天川への海上は、へとうな船（フェイトル船）の海上也。天川より日本へは惣べやじ1度に出し申し、かりよた海上也。但し、したでかし同前に相済し申す可く候。若し万一来年かりよた1艘参り候はば、右3ヶ1の本利さん用仕返し弁じ申す可く候。但し、船かこい申し候はば、1割増にさん用仕る可く候。後のために件んの如し、

寛永15年9月17日

平野屋善兵衛 花押<sup>印</sup>

しづや九兵衛殿 参る

この証文の内容は、平野屋善兵衛が渋谷九兵衛から丁銀5貫目を借受け、恐らく更に高率でマカオの市民代理に転貸したものである。翌年1艘しか戻って来なかったら $\frac{1}{3}$ の本利計算して支払うという。標題の「海上銀」は投銀の意である。

寛永10年(1633)奉書船以外の海外渡航を禁じた第1次鎖国令が出、寛永11年(1634)に日本人の海外往来通商を制限する第2次鎖国令が出て、この年、長崎の出島築造に着手したのであるが、寛永12年(1635)日本人の海外渡航禁止の第3次鎖国令が出、寛永13年(1636)に出島が完成して、ポルトガル人の市中散宿を禁じてここに收容し、第4次鎖国令が出る。そして寛永14年(1637)10月に島原の乱がおこって幕府の禁教方針に油をそそぐこととなり、鎖国完全化を促進することとなる。寛永15年(1638)2月に島原の乱終るが、この乱の結果として、幕府はかねてから計画していたポルトガル人放逐を決定し、寛永16年(1639)幕府はポルトガル人の入国を禁止し、ジャガタラお春など国外追放の第5次鎖国令によって鎖国が完成する。

従って寛永16年の入港船は通常取引を許されず、投銀の返済すら許されず最初の順風を以て出帆させられたのであるから、この証文の投銀は決済されなかった。であるから平野屋から渋谷九兵衛に対する借財も「海上不存」によって決済されず、この証文はそのまま貸主渋谷家に残ったのである。

○寛永15年(1638)2月28日島原の乱終了後、野母村の日野山(一名権現山)に遠見番所を置き、外国船の入港を監視せしめ、また長崎村斧山(現烽火山)に烽火所を置く。

○寛永16年(1639)7月5日、ポルトガル船入国禁止の通告書出る。(1639.10.17(寛永16.9.21)ポルトガル船帰航後、出島は無人となる)

○寛永16年7月25日、幕府、蘭・唐人のみに通商を許可し、蘭船は平戸、唐船は長崎に限って貿易させる。

※唐船の貿易を長崎一港に限り、他港に来航禁止については、寛永12年(1635)1月に幕命が出ている。

## No.35. 寛永16年（1639）の漢文証文

立借票張振甫・詹国祥，同借到砂糖屋惣左衛門殿名下本丁銀捌拾兩正，加利八分算，約至来年船到之日，令本利壹百肆拾兩，一併送還，不致少欠，立此借票存照。

二人内一人先到一人理還

寛永拾陸年玖月初六

立借票	振振甫	花押
	詹国祥	花押
請人	黄三官	花押
	張一官	花押

砂糖屋惣左衛門殿参

丁銀は80両，利息8割の計算，本利分計140両。但し正確に計算すると利息は64両，元利合計144両となるので，証文の合計から逆算すると7割半である。「八分算」とは8割程度の利率というおおざっぱな約束であったものであろうか。「陸年」は6年，「玖月」は9月。請人（連帯保証人）の一人黄三官は寛永2年（前出16）の立借銀人と同人である。張一官は，次の例では財庫張一官とある。

○寛永17年6月（1640.8月）ポルトガル使節团长崎受難事件おこる。

## No.36. 寛永17年（1640）の漢文証文

立票人船主陳鼎，今借得丁銀200兩正，期至来年春船到，其利加4算，如夏船到其利加8算，本利一足理還，不敢違約，但拾一官船到，認船不認人，風水不虞，聽天之命，來船不便，與銀主無干，今欲有憑，立字為招

寛永17年12月25日

財庫	張一官	花押
立票船主	張鼎	花押
請人	何八官	花押

糖屋総左衛門殿

「4算」は4割計算、「8算」は8割計算のこと。借主は船主の陳鼎、財庫(会計長)の張一官の連署である。何八官は前出の欧陽雲台と同じく寛永12年に「唐行事仰せつけられ御朱印下し賜わり」の有力者の一人である。柴論文によれば、「財庫」は会計長、「船主」は文字通り船主としているが、これは次の山脇悌二郎氏の説をとりたい。即ち、財庫とは「財副或は親丁」ともいわれ、金銭の出納・帳簿の記入を司る者で、船舶所有者が乗船せしめて職務執行を監督する者。その証として張鼎の右に署名しているとする。また「船主」に関しても、山脇説は大清律例にみる「出海又は行商」と解し、内容としては「差配人」とする。そして「但拾一官船到、認船不認人」の拾一官が船舶所在者であるから、拾一官船と呼んでいる。それに張一官も張鼎も拾一官によって任命されているので、もし張一官又は張鼎、或はその両名とも長崎入港しなくとも拾一官船が入ってきさえすれば契約を履行するという事である。

依て柴論文の「拾一官の船だけは除外例とする」及び「来船の便りなき事となっても、借銀主の<sup>あすか</sup>予り知らぬことである」もやや無理があり、山脇説の如く、「銀主」とは借主のことでなく、貸主しか銀主といわぬので、「船が来なくても、貸主にかかり合いは無い。借主で支払う」と理解する。そして「風水不虞、聽天之命」を「風水による不可抗力の場合には免責する」と山脇説は解する。正にその通りである。「炤」は照らす、あきらかであること、昭に同じ。

No.37. 寛永18年(1641)の漢文証文(1)

立票人姚南甫・同弟姚君甫二人、同借到本興善町吉徳彦三郎処本丁銀巻

伯捌拾兩正，其利面議加息玖拾兩，共連本利貳伯柒拾兩，約至舩到奉還本利，取票不敢少欠，恐口无憑，立此借票存照，此銀如有一人先到者，先還不悞，其銀面議約至6月付还，

寛永拾捌年2(?)月21日

立票人 姚南甫 花押  
姚君甫 花押

吉徳彦三郎殿参

貸主の吉徳は文中にある通り，長崎の本興善町の商人である。「老伯捌拾兩」は180兩，「玖拾兩」は90兩，「貳伯柒拾兩」は270兩である。「拾捌年」は18年。利率は5割であるが，岩生著書の漢文投銀一覽表では4割となっているのは転記違いであろう。柴論文によれば，この文面は半年遅れてくる後船に他の一人が乗ってくるのを想定しているらしく，本文の終りの方の解釈は，「兩人来航するは必ず合計して本利を一時に返還することを約定する。もし一人だけ先着すれば此の元金だけは必ず返還する。利銀の方，面談の上にて，あと6ヶ月して返還することを約定する」とある。

No.38. 寛永18年(1641)の漢文証文(2)

立票呉長卿今借到

具足屋治左衛門銀□拾兩，其利加5算，俟船到長崎，本利一併送還，不致欠少，此照之

寛永18年2月28日

立票 呉長卿七官 花押  
見人 王茂甫二官 花押

具足屋治左衛門殿

○寛永18年(1641)5月17日早朝の着船までで，平戸からのオランダ商館側の出島引越完了す。

## No.39. 寛永20年(1643)の漢文証文

立字人蔡敬陽、今領得堺客人治左衛門殿処丁銀500両正、言議加5利算、  
約明年到長崎之日、本利一足還还、不敢少欠、是実立字為照丁

寛永20年10月18日

立字人 蔡敬陽 花押

具足屋治左衛門殿

この証文には同日付で下記の附帯契約書<sup>60)</sup>がついている。

議約人蔡敬陽、係約花様織緞来到長崎売此別客貨加売出加二三銭、内抽  
出每百兩抽銀乙双、倘加無辰利、此別客年売即無抽、所約是実照乎、

寛永20年10月18日

立人 蔡敬陽 花押

具足屋治左衛門殿

(契)約に係わる花模様の織緞(金糸入りドンス類)が長崎に到着しましたならばこれを売り、(具足屋以外の)別客には値段を二、三銭(2~3割)高くし、即ち100両毎につき乙(朥)兩の抽銀(口銭)を具足屋に支払う。つまり具足屋は別客より2~3割安く織緞を購入できて、しかも別客に売った代金の1%を口銭銀として取得する。「双」は兩の意。「辰」は時刻又は時節の意。従って辰利即ち予想した利がないようであれば、この別客の口銭の支払はしない。

中村論文によれば、「貸主の具足屋としては低率ではあるが、金利のほか、長崎で注文品の割安の仕入れが約束され、商況次第では口銭銀の取得が見込まれており、金利を5割に下げてもこの附帯契約上の利益によってカバー出来ると見込んだのである。一方、借主側からすれば、金利が安く商況次第で長崎での価格や口銭銀の支払が伸縮されるので、見込違いによる危険が緩和され、大口資金の調達も可能になる。当事者双方に冒険的貸借から一歩進ん

で、より安全な大口資本の活用への意図が秘められている点に注目したい」とある。

また中村論文によれば、「乙（壱）」とある。辞典によれば乙は漢音イツ、呉イチであって、捌・肆・柒の前例によれば壱であるが、乙は十干の第2であり、乙子（末弟）、乙第（別荘）、乙夜（二更）で、契約の%からすれば2の可能性を考えてよいのではないか。

No.40. 寛文6（1666）交趾日本人からの文書

一、吳二哥舟之客王主老に丁銀5貫目借し申候。久右衛門殿より慥に御請取なさるべく候。右之銀は舟頭吳巧哥より久右衛門殿へ、其元にて元利合銀7貫500目相渡る銀之内也。

これは寛文6年（1666）6月吉日付、交趾在留の角屋七郎兵衛から松坂の角屋七郎次郎、堺の角屋九郎兵衛宛の書簡の一部である。柴氏によれば、「（荒木）久右衛門」とは「長崎にある角屋氏の姻戚で貿易に従事していた。松坂と交趾の間を仲介していた。多分長崎の大貿易業者荒木惣右衛門の一族であったろう。七郎兵衛が王主老に貸した銀子は、もともと吳二哥舟の船長吳巧哥が長崎で荒木から借りたものである。今其舟が渡航するのだ。長崎に到着して、船長から荒木に返還することになっている。元利合計とあるからには巧哥の借銀であらねばならない。到着の上支払うとあるのに依ると投銀であると見るより外はない」とある。

ところが、寛文6年（1666）という年は寛永12年（1635）の第3次鎖国令「日本人海外渡航はもとより、海外居住地よりの帰国を禁止」してから31年後、鎖国完成の寛永16年（1639）から27年後に当る。であるから貸主たる交趾の角屋七郎兵衛は帰国出来ない身の上であって、王主老に丁銀5貫目を借した（貸した）。王主老と船長吳巧哥との関係は明らかでないが、何れにしても唐船貿易を長崎一港に限定した寛永12年以降の貿易船であるから、長崎入港した上で商売をしてもうけて、長崎の（荒木）久右衛門に7貫500目を

渡す。その金を久右衛門から七郎次郎・九郎兵衛は受取るべしという文書である。

これは投銀証文ではなくて、投銀の存在を証明した文書である。そして帰国不可能な角屋七郎兵衛が王主老に丁銀5貫目を貸したのであって、柴氏の「もともと呉二哥舟の船長呉巧哥が長崎で荒木から借りたもの」とは明らかに異なる。角屋七郎次郎・角屋九郎兵衛は何れも交趾在留の角屋七郎兵衛の兄と弟であって、現地で投銀を利用して長崎に送金し、兄弟たちに贈与したと見るのが妥当ではあるまいか。

### 第3章 結 び

第2章にみてきたように、イギリス船は1613年（慶長18）に始めて平戸に入港し、同年商館設置を決定し、1615年（元和元）以後毎年平戸に入港していた。

平戸オランダ商館建設がそれより4年前の1609年（慶長14）であるから、慶長18年以後イギリス・オランダ双方は平戸で商館を開いていたのであるが、表面は親密に見えて、その実経済的には競争が行われていた。勿論、ヨーロッパ及び東南アジア海域に於ても競争は激しく、結局1619年6月2日、ロンドンに於てイギリス・オランダ両国の防衛条約 Treaty of Defence が締結された。<sup>61)</sup> それによれば、イギリス東インド会社・オランダ東インド会社の両社は、モルッカ諸島（香料諸島）では組合として商売を行い、香料(spices)の $\frac{2}{3}$ はオランダ人、残り $\frac{1}{3}$ はイギリス人の所得とし、両国から12隻の船を提供して英蘭連合艦隊 Fleet of Defence を編成した。そしてポルトガル人又はスペイン人を襲撃し、捕獲物は平戸のイギリス・オランダ両平戸商館で平等に分配するというものであった。<sup>62)</sup> そして英蘭連合艦隊の一方の根拠地は平戸であり、他方はバタビアであって、マカオ及び呂宋の貿易を阻止し、ポルトガル・スペインの植民地を威嚇し、その港を封鎖しようとした。従って唐船であっても呂宋に向うもの、又は呂宋から来るものを途中発見した場合には捕獲したのである。

然しながら、オランダ東インド会社は、その資金からしてイギリス東イン

ド会社の<sup>63)</sup>18倍という勢力であって、英蘭連合艦隊内部に於てもイギリス側は船数も少く、勢力も劣っていたため、オランダ側を満足せしめることが出来ず、遂に1622年8月（元和8年7月）に連合艦隊は解散した。<sup>64)</sup>そしてイギリス側は貿易の利益があがらなかったため元和9年（1623）に平戸商館を閉鎖して日本から去った。

その後のヨーロッパ貿易船は、寛永16（1639）までポルトガル船とオランダ船が我国に来ていた。ポルトガル船は長崎港に、オランダ側は寛永18年（1641）5月の途中まで平戸港に、あとは幕府命令によって長崎の出島に商館を移転するのである。しかし慶長15年（1610）「蘭船は南蛮船（ポルトガル船）と洋上に戦い、南蛮船走りて肥後佐志岐に入る。蘭船逐い来り港口を扼し、将にまた戦わんとす。長崎奉行これを聞き、人を遣してその戦を禁じ、且つ各々その貿易場に赴かしむ。蘭船長崎奉行は蘭人に命令するの権なしとて聞かず、乃ち平戸侯に照会し、共に吏員を出し之を和解せしめ、且つ日本の地に於て開戦するを禁ず<sup>65)</sup>」という出来事もあり、元和2年（1616）長崎奉行長谷川権六が、将軍がマカオの大船に多額の投資をしているのでオランダ・イギリス両国人はこれを妨害しないようにとの警告を出した、<sup>66)</sup>ということもあって、その後オランダ船はポルトガルのガレオット船の出帆後20日経ってから出帆させなければならない、と幕府命令が出ていた。

何れの船も帆船の当時であっては、日本へは6～7月の南西季節風を利用して入国し、秋・初冬の北東季節風を利用して南下するのであるから、ほぼ同時期の入国・出国となるからである。この20日後出帆の命令は、日本近海に於ける無用な争いを避けさせ、同時にガレオット船でマカオに向けて送り出される日本の資本（投銀）を保護しようとしたものであった。

これに対しオランダ側は、20日を5日短縮してほしいと屢々嘆願し、一旦1634年11月（寛永11年9月）にガレオット船出帆後15日以内に出発してよいと許可された。しかし1635年2月（寛永11年12月）には再び20日後出帆に逆戻りしており、重ねて同年11月（寛永12年9月）に同様の確認命令<sup>67)</sup>が出ている。また1636年8月（寛永13年7月）には「オランダ人は何時でも彼等の思う通り船を出帆させてよい。しかし先ず日本に航海するガレオット船を攻撃

しないとの文書を長崎奉行に渡すこと<sup>68)</sup>として平戸侯から許可が出たものの、翌月の9月（寛永13年8月）「長崎にいる奉行大学殿からストップ命令がかかって、また元に戻った<sup>69)</sup>。そしてオランダ商館長は度々幕府に対して自由出航を陳情し、1637年11月（寛永14年10月）には15日後の出帆となっている。

1639年5月27日の平戸オランダ商館日記によれば、「皇帝（将軍）は昨年の夏、ガレオット船のためにオランダ船の出帆をとどめる理由を認めない。この要求は尤もで、私はこれを承認しよう（ということであったが）、しかししばらく後に皇帝はその決定を変更し、オランダ船の出帆については今まで通りとした」とあり、1639年10月24日（寛永16.9.28）の平戸日記には、「オランダ船1隻を5日早く出帆させ、残りは定められた時に出発することを許す」とある。このように幕府は敵対する二国の貿易船の、日本近海での争いを防止すべく気を遣っていたものであろう。

然し前記月日は寛永16年7月5日付でポルトガル船入国禁止命令日（実通知は邦暦8月3日）とはややつじつまが合わないようではあるが、実通知日の2日後の寛永16年8月5日に、先年の抑留されたカピテン2人が牢獄から出されている。そしてこの寛永16年のポルトガル入港船は島原の乱により幕府の憎しみをかっていたため、「司令官バスコ・パーリア・ダ・アルメイダは追放令の写しを手交せられ、最初の順風を以て出帆せよと命じられた。官憲達はポルトガル人が日本の商人に投銀が借りていた借金を返すことさへ許さなかったらしい——日本の商人には残念であったろうと想像される。ただ、米と飲料水だけが支給された。そして1639年10月17日（寛永16.9.21）にアルメイダは媽港に向けて出帆した<sup>70)</sup>」のであるが、前記オランダ船出航の通知は、それから更に1週間後のことになる。

○ ○ ○

さきに「ガレオット船でマカオに向けて送り出される日本の資本（投銀）を保護しようとしたものであった」と書いたが、日本の豪商たちはヨーロッパ貿易船に関しては、概ね投銀需要が強かったポルトガル人に投銀で貸している。その反面、オランダ東インド会社として財政基盤が固かったオランダ

船に対しては、老中達が金を貸したがったことが記録に出ている。1632年11月22日の平戸オランダ商館日記に、「日本人がタイオワン（台湾）に（常に彼等に許されて来た通り）航行することが許されたら、当地のオランダ人の貿易に再び障害となるような新しい問題が、同地で起らないかと恐れている。これを防ぐため閣老雅楽殿（酒井忠世）・大炊殿（土井利勝）・讃岐殿（酒井忠勝）の金を投銀として引受けるのがよいと思う。これにより日本人をタイオワンから排除出来、オランダ人は日本商人の金を投銀として引受けるから、日本人はタイオワンに来ないようにと要求することが出来るだろう<sup>71)</sup>」とあり、また「平戸侯の家に行った。そこへ行くと勘解由殿は先ず我々の所に来て、1通は平戸侯、1通は主殿殿・左近殿の名で作った10,000テール（彼が我々に無理に携行させる）についての目録2通を示した。この内容は今月20日の決議に述べた通りで、1通を完済すれば他の1通は全く価値のないものである。彼は我々がこれに署名するよう要求した。そこで我々にはその権限はないので、これを断りたいと答えた。彼は直ちに「貴下達は会社の件によい望ましい解決をもたらし、その領内に貴下達が居住する平戸侯の命令と希望に従おうとはしないのか」と答えた。我々はおどろき、彼等には法を楯にとって断るわけにはいかないのを見て、我々の決議通り、これ以上反対せず、目録に署名し、金を受取ることにした<sup>72)</sup>」とあり、1633年5月31日の文書にも、「国王（平戸侯）は我々に多くの不可解な提案をした。司令官ウィルレム・ヤンセンと会議は、3～4万テールを年約33%の利子で、投銀として（もし船が留まることになっても）確実に支払う約束で、引受けることを申し出ることが出来る、と考<sup>73)</sup>えている」とあって、平戸侯のは強引に投銀で借用せよと言いながら、その内容は、「1通を完済すれば他の1通は全く価値のないものである」という不可解なものであったかもしれないのである。

また逆に1641年3月9日の日記では、「平戸侯は……我々に要求した。“…必要な費用として、この時まで10,000テールを貸してほしい……”。いろいろな理由から……上記の領主に10,000テールを貸すことを決議した」とある借金は、最後には死証文とな<sup>74)</sup>ってしまったようである。

なお、オランダ商館側は日本の商人から借金しなかったわけではなく、大

賀物右衛門・堺屋利兵衛等のほか、代官でもあった末次平蔵からは次のように多額を借りている。

1635年（寛永12）	2.15	20,000テール（両）	月利1%
1635年（ " 13）	10.1	20,000テール（両）	" 1%
1637年（ " 14）	2.1	60,000テール（両）	（6ヶ月） " 1% （以後） " 1.5%
1638年（ " 15）	2.14	110,000テール（両）	" 1.5%
"（ " "）	"	50,000テール（両）	" 1.5%
1639年（ " 16）	12.25	110,000テール（両）	" 1.5%

また長崎出島に移転した後にも、出島乙名の海老屋四郎右衛門とか長崎町年寄高木作右衛門、長崎通詞の石橋助右衛門等からの記録もある。この月当り〇%の考えは、バタビアと平戸との間には連絡があったものと想像され、それは1621年の借入金にも月2%で借入れている。但し月利であるから借用期間が長ければ高利となり、最高44.4%、次に34.5%・29.4%など、投銀の高利と比肩する実利率となっているものがある。

さて、オランダが本格的に日本との貿易に力を入れるまでは、ポルトガルが対日貿易を独占して、5割から10割もの巨額の高利益をあげていたといわれる。<sup>75)</sup>それ故に幕府は、海外貿易による金銀の流出を心配し、色々施策を構じたようである。重要な輸入品は生糸（白糸）であって、白糸を安く買入れることは国内の諸物価の騰貴を押え、国民の生活安定につながる政策であったので、不当な高価輸入を防ぐため白糸割符の制（糸割符ともいう、慶長9年（1604））を設けた。それがオランダ・中国商人に逆利用されるようになると、相対貿易（明暦元年—1655）に切替え、更にそれがうまく行かず金銀流出が激しくなったので、市法会所を作って市法売買法（寛文12年—1672）を以て統制を加え、更に糸割符商法に<sup>じょうだか</sup>戻る定高貿易法（貞享2年—1685）を以てした。その後、やはり幕府は金銀銅のおびただしい国外流出抑制、物価騰貴と密貿易の防止を目的とした長崎貿易新令（正徳の新令・海舶互市新令—正徳5年—1715）を出した。

因みに1648年から1718年までの長崎県史にみる銀輸出高は次の通りである。<sup>76)</sup>

## 慶安元～享保3年（1648～1718）銀輸出高

		唐	蘭	合計	1年平均
糸割符	慶安元～明暦元年 (1648) (1655) 8年間	貫 匁 銀 41,046.961	貫 匁 銀 39,986.700	貫 匁 銀 81,033.661	貫 匁 銀 10,129.207
相對貿易	明暦2～寛文11年 (1656) (1672) 16年間 <sup>(註1)</sup>	貫 匁 銀137,938.763	貫 匁 銀 64,093.027	貫 匁 銀202,031.790	貫 匁 銀 12,626.986
市法商法	寛文12～貞享元年 (1672) (1684) 13年間	貫 匁 銀 80,388.776 <sup>(註2)</sup>	輸出なし	貫 匁 銀 80,388.776	貫 匁 銀 6,183.752
定高貿易	貞享2～享保3年 (1685) (1718) 34年間	史料なし	輸出なし		
合計	慶安元～享保3年 (1648) (1718) 71年間	貫 匁 銀259,374.500	貫 匁 銀104,079.727	貫 匁 銀363,454.227	貫 匁 銀 5,119.073

註 唐は「通航一覧」巻160、蘭は同書巻161に引用した「長崎記」の数字をとった。（寛文12年まで）

- (1) 「長崎記」には寛文6年の銀輸出額がぬけているので、同年の総輸出高から商品と遺捨物を引き、銀3,787貫300匁を算出した。なおオランダへの銀輸出は1667年まで。
- (2) 延宝元年～貞享元年は「市民旧記」第十。
- (3) 慶安元年～貞享元年まで27年間の平均は13,461貫267匁。

正徳の新令は新井白石の立案によるもので、輸出超過による金銀の流出・銅の輸出・密貿易を押え、輸出入を制限した長崎貿易の制限令23通と、これを受けて出された長崎奉行大岡備前守清相名の細則の総称であり、

1. 唐船は年30艘、取引銀高6,000貫目（従来59艘、11,000貫目）  
オランダ船は年2艘、金5万両＝銀3,000貫目（ほぼ従来通り）
2. 中国船への通商許可証として「信牌」を給する
3. 輸入品の評価は商人の入札制をやめ、長崎会所役人等の査定価格を基礎に協議する、等

商人による貿易利益独占を禁じ、信牌によって九州・中国の大名に密貿易を取締らせる内容であって、これが幕末近くまで続いたのであったが、これによって長崎貿易は縮少の途を迎ることになって行き、元禄期中頃の長崎の

人口60,000人は正徳新令の頃から減少し、文政5年(1822)以降は30,000人を割るようになった<sup>77)</sup>、という。

## 注

- 45) 岡本良知「投銀に関する特殊の資料」『社会経済史学』社会経済史学会, 第5巻第6号, 岩波書店, 1935年, 91頁。
- 46) 永積洋子「オランダ貿易の投銀と借入金」日本歴史学会編集『日本歴史』古川弘文館, 1977年, 第351号, 77~78頁。
- 47) 武野要子「福岡藩と長崎貿易」『経営史学会第23回大会報告集』1987年, 49頁。
- 48) 奥村武「長崎と博多商人」『長崎談叢(第50輯)』長崎史談会編, 藤木博英社, 1971年。
- 49) C. R. ボクサー, 吉田小五郎訳「寛永時代葡人の日本貿易について」『史学』慶応義塾大学文学部内三田史学会, 1933年, 第12巻3号, 495頁。
- 50) 『長崎市史(通交貿易編, 西洋諸国部)』清文堂出版, 1981年複製版, 426~427頁。
- 51) ボクサー, 前掲論文, 502, 506, 507頁。
- 52) 前掲『長崎市史』424頁。
- 53) 永積洋子訳, 『平戸オランダ商館日記』第3輯, 190頁。
- 54) 中村質「投銀証文に関する一考察」『日本歴史』216号, 1966年, 64頁。
- 55) 「唐船往来」本山桂川・福田清人編著『長崎文化物語』八弘書店, 1941年, 13頁。
- 56) ボクサー, 前掲論文, 17~18頁。
- 57) 『平戸オランダ商館日記』第3輯, 466頁。
- 58) 『平戸オランダ商館日記』第4輯, 24~32頁。
- 59) 奥村武「長崎と博多商人」『長崎談叢』第50輯, 1971年, 長崎史談会編, 藤木博英社, 66~67頁。
- 60) 中村質, 前掲論文, 61頁。
- 61) 武藤長蔵『日英交通史の研究』同朋舎, 1978年版, 47頁。
- 62) 武藤長蔵『日英交通史の研究』同朋舎, 1978年版, 47~48頁。
- 63) 横山三四郎『ペルシア湾』新潮社, 1989年, 63頁。
- 64) 武藤長蔵, 前掲書, 48~49頁。
- 65) 『長崎叢書』長崎市役所, 原書房, 1973年複製版, (F)13頁。
- 66) 『新長崎年表(上)』長崎文献社, 1974年, 216頁。
- 67) 『平戸オランダ商館日記』第3輯, 273頁。
- 68) 『平戸オランダ商館日記』第3輯, 377頁。
- 69) 『平戸オランダ商館日記』第3輯, 390~391頁。
- 70) ボクサー, 前掲論文, 523~524頁。

- 71) 『平戸オランダ商館日記』第2輯, 491頁。
- 72) 『平戸オランダ商館日記』第2輯, 490頁。
- 73) 『平戸オランダ商館日記』第3輯, 539頁。
- 74) 松竹秀雄『投銀（冒険貸借）と海事金融』成山堂書店, 1989年, 91頁。
- 75) 『長崎県史（対外交渉編）』古川弘文館, 1986年, 81頁。
- 76) 『長崎県史（対外交渉編）』古川弘文館, 1986年, 307頁。
- 77) 『人づくり風土記(4)長崎』農山漁村文化協会, 1989年, 63頁。